

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 27 日（月） 午後 3 時
2. 開催場所 見附市役所 大会議室
3. 出席委員 11 名
1 番 齋藤高央 2 番 渡邊和明 3 番 佐藤徹
4 番 小林平仁 5 番 三本友子 6 番 齋藤義夫
7 番 関谷常夫 8 番 三沢孝喜 9 番 高橋行雄
10 番 小杉義光 11 番 櫻井政志
4. 欠席委員 1 名 山田久栄
5. 議事日程
日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 報告 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について
日程第 3 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
議第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
議第 3 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
議第 4 号 見附市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定の協議について
6. 農業委員会事務局職員
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 荏澤亜紀子
7. 会議の概要

（午後 3 時 開会）

議 長 ただ今から、令和 6 年 5 月の農業委員会総会を開会します。

（関谷会長） 本日は、欠席委員 1 名、山田委員 より報告がありました。現在の出席委員は、11 名でございます。よって、総会は、成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号 3 番 佐藤徹委員と、4 番 小林平仁委員の 2 名をお願いします。

議 長 報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

（関谷会長）

事務局 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いた
(菊地次長) します。

1番、登記地目は畑、面積178㎡です。転用目的は集合住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。

2番、登記地目は田、面積22㎡です。転用目的は物置敷地、権利種別は贈与による所有権移転です。

1番、2番とも市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)

質問、意見がありませんので、以上で報告を終わります。

議 長 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可につ
(関谷会長) いて」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(茱澤係長) 提出案件、全て所有権移転です。

1番、2番は同じ譲渡人ですので併せて説明します。

1番、申請地は田、他2筆、面積合計2,028㎡です。

2番、申請地田、他1筆、面積合計2,076㎡です。

譲渡人は高齢で以前から農地の整理を考えており、このたび譲渡人と話がまとまり申請したものです。

これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1番、2番について、地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

池田委員 譲渡人は一人暮らしをされており、これまでも耕作を委託していました。農地を手放したい希望があり、譲受人も隣接する農地の保有者であり問題ないと考えます。

議 長 それでは事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

（「ありません」の声）

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長
（関谷会長）

次に、「議第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明願います。

事務局
（菰澤係長）

「議第 2 号 農用地利用集積計画について」説明いたします。

はじめに農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。利用権の設定は 2 筆、合計面積 557 m²です。

続いて次ページ、相対による利用権設定です。利用権の設定は 7 筆、合計面積 2012.9 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長
（関谷会長）

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

（「ありません」の声）

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長
（関谷会長）

次に、「議第 3 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」上程します。事務局より説明願います。

事務局
（菊地次長）

令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

はじめに上程理由であります。農業委員会等に関する法律第 37 条及び同法施行規則第 15 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況及び農業委員会事務の実施状況等について 6 月末までにインターネット等で公表することが定められています。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会体制、農家・農地等の概要については統計等に基づき記載しています。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」 1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積について

は、令和 5 年 4 月 1 日現在の①現状及び課題は、管内の農地面積 2,620ha、これまでの集積面積が 1,679ha、集積率 64.1%に対して、②目標では令和 5 年度末の集積率 91.0%。③実績ですが、令和 5 年度の新規集積面積は 52ha。令和 5 年度末の集積率は 66.1%。目標に対する達成状況は 72.6%となりました。

農業委員会の点検結果については、「集積に向けて活動を進めながらも、少数の担い手だけでは農村の維持が困難となることから、次世代の担い手育成や、小規模農家も含めて対策を考えていく必要がある」と記載しています。

(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。

①現状の 1 号遊休農地面積が 0.18ha。②目標では令和 3 年度発生の遊休農地面積を 5 年で 0 にするという設定であり、単年度で 0.04ha 解消が目標です。皆様から農地パトロールをしていただいた結果、現在遊休農地として登録されている農地は所有者不明の農地であります。その解消は困難であり③実績としては 0 の報告となります。

農業委員会の点検結果として、「管理不十分な農地所有者にたいして丁寧に管理指導に努めた結果、遊休農地の新規発生をさせないことができた」と記載しています。

(3)新規参入の促進についてです。

①現状及び課題は新規参入者の数と、その経営体に集積した面積が記載されています。②目標は過去 3 年間の権利移動面積平均 110ha に対して、その 10% の 11.0ha を新規参入者の貸付について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積としています。

③実績としては 0 でした。

次に 2 最適化活動の活動目標についてです。

(1)一人あたりの活動日数の目標は月 9 日にたいして実績は平均 8 日でした。

(2)活動強化月間の設定については①目標②実績について記載のとおりです。

(3)新規参入相談会への参加については②実績として 10 月に三条市内で開催された新規就農チャレンジフェアに関谷会長から出席していただき、就農相談のブースで相談業務に携わっていただき 1 回を記載しています。

目標の達成状況の標語としては、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」と記載されますが、これは遊休農地の解消が所有者不明農地のみのため 0 であったこと、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積が 0 であったことから評価点の計算結果としてこの評価が当てられます。

推進委員等の点検・評価結果として活動日数平均 8 日となったことから「目標に対して期待通りの結果が得られた」に 24 人全員が該当します。

III事務の実施状況については記載のとおりです。

以上のとおり公表したいと思います。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) («ありません»の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(«異議なし»の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第4号 見附市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定の協議について」上程します。
(関谷会長) 農林創生課に出席を求めていますので説明をお願いします。

農林創生課 昨年、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、新潟県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更され、変更された県の基本方針に則して見附市の基本構想も改定したところです。
(長谷川係長) 今回、県の基本方針において農地利用集積目標の年度が終期を迎えることから、基本方針の年度の変更がありました。それを受け市の基本構想も変更するものです。変更点につきましては農地利用集積目標年度、「令和5年」までを、「令和12年」に変更するものです。この年度の変更が2カ所と、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の表紙と裏表紙の発行月が、それぞれ令和6年7月になります。
なお、今回の改正はこの目標年度の変更のみとなっておりますが、来年度に地域計画が策定され集積計画の見直しや大幅な改正が予定されています。県の方針も今年度の変更は目標年度の修正のみということで、市の変更点も同様としています。説明は以上です。

議 長 農林創生課の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

小林平仁委員 変更点の箇所はわかりました。ほかの部分ですが、経営指標や所得目標など、資材や経費の高騰や記録的な猛暑の被害のあり、現状と乖離しているように思うのですが、今後はどのように考えていますでしょうか。

農林創生課 経営規模等の収支などについて目標値として出していますが、県の方針も来年度の改定で変更されますので、それに合わせて変更していきたいと思います。
(長谷川係長)

藤義夫委員 畜産関係の現状について教えてください。

農林創生課
(長谷川係長) 酪農 1 件、養豚 2 件、養鶏 1 件、計 4 件になります。

三本友子委員 新規就農や青年等の就農者が 2、3 名、目標が 5 人となっていますが、この人数では担い手不足になってしまうのではないのでしょうか。

事務局長 委員のご意見のとおり、その人数では担い手が不足するのではということですが、長岡地域振興局管内では新規就農者が年間 30 人ほどと聞いています。新規で年間 30 人程度いるとはいえ、担い手不足の状況は厳しいということで、県としても新規就農者の取り組みを進めていきたいとのことですので、当市でも引き続き進めて行きたいと考えます。

議 長 ご意見も出尽くしたようなので採決に入ります。「議第 4 号」について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり承認します。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、令和 6 年 5 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 40 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____